

諮問第143号の答申

商業動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第143号による商業動態統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和2年7月16日付け20200713統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「商業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更について

本申請では、令和3年1月分調査から、表1のとおり、家電大型専門店を営む企業を調査対象としている調査票丁2の月間商品販売額における商品分類を6区分から12区分に変更することを計画している。

表1 調査票丁2（家電大型専門店）の商品分類の変更

項目	商品分類（現行）	商品分類（変更案）
商品販売額	① AV家電	1 ビジュアル家電
		2 オーディオ家電
	② 情報家電	3 情報家電本体
		4 情報家電周辺機器
	③ 通信家電	5 通信家電
	④ カメラ類	6 カメラ類
	⑤ 生活家電	7 家事家電
		8 調理家電
		9 理美容家電
		10 季節家電
	⑥ その他	11 住宅設備家電
		12 その他

これらの変更については、現在よりも詳細な分析が可能となり、利用者ニーズに答えたものとなっており、利用者の利便性が向上することから適当と考える。

イ 報告を求める事項の削除について

本申請では、令和3年1月分調査から、家電大型専門店を営む企業を調査対象としている調査票丁2、ドラッグストアを営む企業を調査対象としている調査票丁3、ホームセンターを営む企業を対象としている調査票丁4において四半期毎に調査している「期末商品手持額」の削除を計画している。

現時点で、当初当該項目を加えた目的の一つであった内閣府における国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)の精度向上に係わる当該調査事項の活用方策について、十分な検証が行われていないものの、令和2年12月分まで当該調査事項の把握を行うことで、この検証を行うのに必要なデータは蓄積されると考えられる。また、その他の政策的な利活用についても確認されていない。このため、報告者負担軽減の観点から、現時点でこれらを削除することはやむを得ないと考える。

2 統計委員会諮問第134号の答申（令和元年12月20日付け統計委第15号）における「今後の課題」への対応状況等について

本調査については、前回答申において、表2のとおり、検討課題が指摘されている。

表2 前回答申における「今後の課題」について

(1) 調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。

このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

また、調査区調査が廃止される中、下記(4)に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。

(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。

② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

(3) 母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なることから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること

(4) 公表の早期化に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

これらの今後の課題については、令和2年3月分調査以降の調査計画に基づく本調査の実施後に検討することとされたが、現時点では期間が経っておらず検討が進んでいないことから、引き続き、今後の課題として検討が必要であることを指摘する。

以上